

函館市時間外・休日勤務要領

(趣旨)

第1条 本市職員の時間外・休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）については別に定めるものを除くほか、この要領に定めるところによる。

(命令に係る留意事項)

第2条 課長（課に相当する組織の長を含む。以下同じ。）は、時間外勤務等の始期および終期を明らかにした上で命令するものとする。

2 課長は、特別な事情がない限り、午後10時を超える時間外勤務等を命令してはならない。

3 課長は、時間外勤務等の必要がある場合には、当日（休日または勤務を要しない日に命令する場合は、その前日）の退庁時までに命令しなければならない。

4 特別の事情により休日または勤務を要しない日に勤務を命ずる場合は、原則として他の日に勤務を免除するまたは他の日に勤務を要しない日を振り替えるもしくは半日勤務の割振り変更をするものとする。

(職員からの申請による命令)

第3条 職員が担当する業務で時間外勤務等を行わなければ処理できない場合には、当日（休日または勤務を要しない日に命令する場合は、その前日）の退庁時までに、当該業務における主査（相当する職にある職員を含む。以下同じ。）に申し出るものとし、主査は、命令簿にその業務の具体的な内容その他所要の事項を記入して課長の承認を受け、職員に命令の伝達を行うものとする。

2 前項による申し出を受けた課長は、その業務が時間外勤務等を行わなければ処理できないものであるかどうかを判断し、退庁時までに命令簿により命令するものとする。

(他律的業務の比重が高い部署の指定等)

第4条 職員の勤務時間に関する条例施行規則（平成3年規則第30号。以下「規則」という。）第5条の3第1項第2号に定める任命権者が指定する部署（以下「他律的部署」という。）は、原則として課また

は課に相当する組織の単位とし、指定する期間は4月1日から翌年の3月31日までの通年、またはその間における1箇月以上の一定期間とする。

2 他律的部署に該当する部署を所管する部長は、指定を受けようとする期間の2週間前までに、あらかじめ別記第1号様式により総務部長に指定の協議を申し出なければならない。

3 前項の指定を受けた部署の課長が、配下の職員に対して実際に月45時間または年360時間を超えて時間外勤務等を命じることとなる場合には、あらかじめ別記第2号様式により、人事課長へ協議するものとする。

4 規則第5条の3第1項第1号イ（イ）に規定する市長が定める期間において市長が定める時間および月数は次のとおりとする。

(1) 勤務する部署が、他律的部署から他律的部署以外の部署となった日から当該日が属する月の末日までの期間（以下「特定期間」という。）においては、規則第5条の3第1項第2号ア、ウおよびエに規定する時間および月数

(2) 特定期間の末日の翌日から1年の末日までの期間においては、1箇月において45時間かつ30時間に当該期間の月数を乗じた時間数

（特例業務の取扱い）

第5条 規則第5条の3第2項に定める特例業務として任命権者が認めるものとは、大規模災害その他市民の生命、財産に重大な影響を及ぼす緊急事態への対応のほか、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等への対応等、公務の運営上、真にやむを得ないものでなければならない。

2 課長は、配下の職員が特例業務に該当する業務に従事する場合においては、あらかじめ人事課長に協議を申し出なければならない。事前に協議を行うことが困難な場合には、事後においてすみやかに報告しなければならない。

3 規則第5条の3第3項の時間外勤務に係る要因の整理、分析および

検証を行うに当たっては、当該時間外勤務を命ぜられた職員に関する次の事項について記録し、人事課長へ報告しなければならない。

- (1) 所属部課，職名および氏名
- (2) 当該時間外勤務を命じた月または年における時間外勤務の時間および月数
- (3) 当該職員が従事した業務の概要
- (4) 特例業務により時間外勤務の上限を超えた理由
- (5) その他必要な事項
(事後確認)

第6条 課長は、時間外勤務等の命令を行った場合は、職員からの報告に基づいて時間外勤務等の状況を確認しなければならない。

2 職員は、命令を受けた時間よりも早く業務が終了した場合は、命令簿の時間を朱書きで訂正するものとする。

3 職員は、命じられた業務が時間内に処理できない場合に限り、命令時間を超えて勤務することができるものとする。この場合、命令簿の時間を朱書きで訂正するものとする。

4 やむを得ない事由により事前命令が困難と認められる場合に限り、事後確認をもって事前命令があったものとみなす。

(補則)

第7条 前各条に定めるもののほか必要な事項があるときは、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成5年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。